

令和 6 年(2024 年)10 月 2 日

関係医療機関 各位

札幌市衛生研究所長 八田 智宏

新生児マススクリーニング事業の検査業務委託について（通知）

皆様におかれましては、日頃から札幌市の新生児マススクリーニング事業にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

このたび、令和 7 年 4 月 1 日をもって、本事業の検査業務を外部委託する運びとなりました。つきましては、今後の検査対応等に変更がありますので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1 検査業務委託先について

令和 7 年 4 月 1 日から、検査業務は以下の機関で実施いたします。

一般財団法人北海道薬剤師会公衆衛生検査センター

（〒062-0931 札幌市豊平区平岸 1 条 8 丁目 6 - 6 Tel 011-824-9414）

2 検査対象疾患について

対象疾患及び検査内容の変更はありません

3 検査資材（パンフレット・申込書、依頼書、専用封筒、採血ろ紙）について

検査業務委託に伴い、採血ろ紙を除く検査資材は、新しい様式に変更します。

なお、新しい検査資材については、令和 7 年 3 月頃、一般財団法人北海道薬剤師会公衆衛生検査センターから送付される予定です。

4 検査業務委託後の変更点について

その他の変更については、別紙のとおりとなります。

なお、詳細については、令和 7 年 3 月頃に別途ご連絡いたします。

【問合わせ先】

札幌市衛生研究所保健科学課母子スクリーニング検査係

電話：011-841-7672、E-mail：boshi_screening@city.sapporo.jp

【別紙】

新生児マススクリーニング事業における検査業務委託後の変更点について

1 検査に関する連絡について

ろ紙血の記載事項の確認、再採血依頼及び要精密検査判定の連絡は、一般財団法人北海道薬剤師会公衆衛生検査センター（以下「道薬検」という。）が行います。

2 検査資材（パンフレット・申込書、依頼書、専用封筒、採血ろ紙）について

採血ろ紙を除き、検査資材は宛先等を変更した新しい様式となるため、検査業務委託後は新しい様式の検査資材への切り替えをお願いします。

なお、新しい検査資材については、令和7年3月頃、道薬検から送付する予定です。

3 検査済み検体の保存期間について

検査済みの検体については、道薬検で3年間保存します。

なお、検査業務委託前に受付した検体については、保護者による二次利用の了承の有無に応じて1年間若しくは10年間、札幌市衛生研究所で保存します。

4 結果票について

道薬検が結果票の発行元となります。

なお、結果票については、以下のとおり記載内容に変更があります。

取扱い	現行	令和7年4月以降
出生体重が2,000g未満で 検査正常のとき	正常	低体重
2回目採血が必要なとき	要再検	再採血
精密検査が必要なとき	要精査	精密検査

5 要精密検査判定時の手続きについて

現在、精密検査を受診する市内在住の児には、保健センターより乳児精密健康診査受診票（精健票）を発行しております。検査業務委託後は、新生児マススクリーニング要精密検査児への精健票の発行は終了となり、以下のとおり変更になります。

貴院から精密検査医療機関宛ての紹介状の発行をお願いいたします。

要精密検査児の居住地	現行	令和7年4月以降
札幌市内	精健票（保健センター発行）	紹介状 （採血医療機関発行）
札幌市外	紹介状（採血医療機関発行）	